

## 令和3年第12回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和3年11月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第12回農業委員会を招集した。

### 2. 出席委員

#### 【農業委員19名】

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 徳田 純子  | 2番 森部 清治  | 3番 井上 ながえ |
| 4番 末石 誠   | 5番 武井 正道  | 6番 小島 與志博 |
| 7番 椿 賢二   | 8番 吉松 繁   | 9番 窪山 登   |
| 10番 長野 克巳 | 11番 鳥巢 良彦 | 12番 田中 睦美 |
| 13番 中嶋 文和 | 14番 坂田 稔  | 15番 永井 健一 |
| 16番 畑 和徳  | 17番 手嶋 和彦 | 18番 林 新吾  |
| 19番 樋口 博幸 |           |           |

#### 【農地利用最適化推進委員13名】

|                |                |                |
|----------------|----------------|----------------|
| 26番 井手 峯勝      | 29番 水城 正則      | 31番 満生 直樹      |
| 37番 上野 智実 (欠席) | 20番 井手 信一      | 21番 内田 光徳 (欠席) |
| 22番 永露 茂       | 23番 篠原 新二 (欠席) | 24番 櫻木 朝喜 (欠席) |
| 25番 和佐野 やゑみ    | 27番 日野 裕子      | 28番 手嶋 富與 (欠席) |
| 30番 星野 隆治      | 32番 大隅 高博      | 33番 柳 幹弘       |
| 34番 平田 美津子     | 35番 高良 悟       | 36番 重光 清士      |
| 38番 鬼塚 清明 (欠席) |                |                |

(※26番・29番・31番・37番は、代表推進委員。)

### 3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地改良届出について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 7号 非農地判断について

### 4. 本会議の議長

朝倉市農業委員会会長

樋口 博幸

### 5. 本会議の書記

朝倉市農業委員会事務局

松尾 康年

6. 本会議に出席した事務局職員

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 松田勝久  |
| 係長   | 松尾康年  |
| 事務吏員 | 水落ひかる |
| 事務吏員 | 川波貴敬  |
| 事務吏員 | 岩切範宏  |

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係 柴山利夫

( 開会 14:00 )

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和3年第12回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前  
にご連絡いたします。本日は農地利用最適化推進委員も出席していただいています。よろし  
くお願いいたします。

それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員19名、農地  
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）13名であります。

会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。

議事録署名人に9番窪山委員、10番長野委員を指名いたします。よろしく願います。

それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約  
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。

6ページまで31件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から31番までを一括とし、質問や意見のある  
方は挙手にて発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

7ページをお開きください。次に、報告第2号「農地改良届出について」事務局の説明を求  
めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。1件ございます。以上報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。

審議番号1番は、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。

議長交代：会長 → 副会長

議 長 議長を交代しました。

それでは、報告番号1番について担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。

19番挙手

議 長 19番樋口委員

19番 (樋口委員) 報告番号1番について、説明いたします。届出人の住所・氏名、届出物件につ  
いては、議案書記載のとおりです。所有する隣接農地と同じ高さまで地上げして農作業効率

を高めるものです。なお、土砂150㎡を使用し、20cmの地上げを行うものです。排水については地下浸透と自然流下です。水利委員及び隣接地所有者の承諾は得てあります。

議長 担当委員の説明は終わりました。  
報告番号1番について、質問や意見はありませんか。

10番挙手

議長 10番長野委員  
(長野委員) 客土・盛土は、どれくらいの高さから手続き等が必要なのでしょうか。

議長 客土・盛土の高さについては明確な基準はないと思いますが、客土は減少した土壌を元の高さに戻す作業、盛土は地上げと思います。

事務局挙手

議長 事務局

事務局 (松尾) 高さについては明確な基準というのはありませんが、30cm以上であれば手続きをお願いしていますが、10cmで大面積を行うことになれば土量も相当なものとなりますが、そういう場合は農業委員さんと相談のうえ対応をしていただくことになると思います。

議長 10番長野委員よろしいですか。

10番挙手

議長 10番長野委員  
(長野委員) わかりました。

議長 他に、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、以上で報告第2号を終わります。

議長を会長と交代します。

議長交代：副会長 → 会長

議長 議長を交代しました

8ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）」について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明

議長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課挙手

議長 農業振興課

農業振興課 (柴山) 詳細について説明。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 農業振興課の説明は終わりました。

本件について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

11ページをお開きください。次に、議案第2号「農用地移動適正化あっせん申し出（売渡）」について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議長 事務局

事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となり

ます。よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の7番椿委員、30番星野委員を指名いたします。

次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の15番永井委員、24番櫻木委員を指名いたします。

次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の3番井上委員、38番鬼塚委員を指名いたします。

次に審議番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (岩切) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号4番について、担当地区委員の13番中嶋委員、29番水城委員を指名いたします。

次に審議番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (岩切) 審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号5番について、担当地区委員の6番小島委員、22番永露委員を指名いたします。

審議番号1番から5番を一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番から5番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。

13ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。

事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。14ページまで5件ございます。

ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議長 14番坂田委員  
17番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

33番挙手

議長 33番柳推進委員  
33番 (柳推進委員) ありません。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。  
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議長 9番窪山委員  
9番 (窪山委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

32番挙手

議長 32番大隅推進委員  
32番 (大隅推進委員) ありません。

議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。  
審議番号3番は、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。  
議長交代：会長 → 副会長

議長 議長を交代しました。  
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。

19番挙手

議長 19番樋口委員  
19番 (樋口委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は経営縮小。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。  
審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。  
議長を会長と交代します。

議長交代：副会長 → 会長

議長

議長を交代しました。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。8番吉松委員。

8番挙手

議長

8番吉松委員

8番

(吉松委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。2番森部委員。

2番挙手

議長

2番森部委員

2番

(森部委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲受人は経営縮小。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

34番挙手

議長

34番平田推進委員

34番

(平田推進委員) ありません。

審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

14時50分まで休憩します。

14時25分休憩

14時50分再開

議長

それでは、休憩前に引続き会議を開きます。

15ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長

事務局

事務局

(川波) 議案朗読をもって説明。1件ございます。

ご審議方よろしく願います。

議長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手



- します。雨水排水は既設水路へ放流。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
33番挙手
- 議長 33番柳推進委員  
33番 (柳推進委員) ありません。  
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。  
なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。  
議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。  
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。  
14番挙手
- 議長 14番坂田委員  
14番 (坂田委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は、現在借家住まいで手狭になったため、父の土地を借りて自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、居宅1棟67.30㎡。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は合併処理浄化槽で処理し既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の同意を得てあります。  
ご審議方よろしくお願いたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
35番挙手
- 議長 35番高良推進委員  
35番 (高良推進委員) ありません。  
議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。  
なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。  
議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。  
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。  
9番挙手
- 議長 9番窪山委員  
9番 (窪山委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は、現在借家住まいで手狭なため、自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、第1種低層住居専用地域、居宅1棟125.78㎡です。農地法の運用は、用途地域が定められている農地、農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の同意を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。  
審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。  
なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。  
議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。  
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員



9 番挙手

議 長

9 番窪山委員

9 番

(窪山委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は、現在、借家住まいで手狭なため、自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、第1種住居地域、居宅1棟85.70㎡。農地法の運用は用途地域が定められている農地、農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の同意を得てあります。ご審議方よろしく願います。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

議 長

審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。

6 番挙手

議 長

6 番小島委員

6 番

(小島委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は建売分譲住宅2棟の建設。理由は、申請地周辺は就学施設も近く需要が見込まれることから建売分譲住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、分譲住宅2棟、65.91㎡と66.24㎡です。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は合併処理浄化槽で処理し既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の同意を得てあります。ご審議方よろしく願います。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。

18ページをお開きください。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長

事務局

事務局

(岩切) 審議番号1番及び2番については、推進機構からの買入れです。審議番号3番から5番については、推進機構への売渡しです。以上、1番から5番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。

ご審議方よろしく願います。

議 長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番から5番までを一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番から5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

- 議 長 賛成多数と認め、議案第6号は承認とし市長へ通知いたします。  
20ページをお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
事務局挙手
- 議 長 事務局  
事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。1件ございます。  
ご審議方よろしく願います。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。  
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。  
5番挙手
- 議 長 5番武井委員  
5番 (武井委員) 審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は農用地区域外、第2種農地。現状は、20年以上前から車庫が建っていますが、ここが農地であることが判明したため、非農地判断の申請がなされたものです。ご審議方よろしく願います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。  
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。  
なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:06)